

平成28年 3月 3日 生活環境委員会 議事録
10時00分 開会

○細川委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまより生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第17号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、どうぞよろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 おはようございます。済みません、1点お聞きいたします。

今回のこの附属機関の設置に関する事なんですけども、いわゆる子ども・子育て支援ということなんですけども、非常に幅が広い大きな取り組みになろうと思うんですが、これ18名以内ということになってますが、この委員の選任についてはいろんな資格がある人とか保護者とかありますが、この開催のいろんなほかにも市議会とか協議会とかいっぱい、いっぱい附属機関というのが二十幾らあるみたいなんですけども、その1年を通しての開催の期間というのが、日数というのが非常に少ないそういう協議会もあるし審議会もあるわけよね。この子ども・子育て言うたら今から国を挙げてそれに取り組もうということなんで、どういう頻度で、例えば1カ月に1回は必ずやるとか、何かそういう1つの節度を持った実のあるそういう機関にしていきたいと思うんですが、現在の段階でこれつくることについてどうのこうのじゃありません。ただつくった後のその運用について本当にそれに結びつく機関にしていきたいということから、そういうふうに単純にそういう考えを持ったんですが、どういうふうなサイクルというか開催を考えてらっしゃるんでしょうか。もしお考えがあればお聞かせください。

○細川委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 開催につきましては、18名の委員さんでございませんですけども、年に2回を予定してるところでございます。先に学識経験者の方であるとか、保育、子供にかかわる事業をやられてる方、また保護者の方、労働界ということの中でさまざまな意見をいただく

いう中で、この子ども・子育て支援の計画の主に我々が進めているものがきっちり行えているかというようなことの検証等もごさいますし、今考えているのは年2回ということで来年度予定してるところでございます。以上です。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 大事な機関を18名の委員にお願いして、年に2回という形で本当に、今課長のほうからそういう返答があったんですが、私はもっともっと今大竹市が子育て、あるいは不登校とかいじめとかいろんな問題がある中で、もっと頻繁に私はせっかくつくる機関であれば、もっと実りのあるものにしていただきたいというように思うんです。これは要望になりますので、私はこれだけの附属機関つくって年に2回の開催というのは、これはもうちょっと設置をする意味そのものが違うんじゃないかという気が私はいたしますが、もう一回これ担当の課長さんでいいのかな、もしできれば部長さん、どうですか。私はそのように思うんです。国を挙げて今、子育てに支援という形で予算も計上してやってるわけですので、もっと頻繁にというか実りのある会にぜひしていただきたいということなんです。これ要望になりますけどももう一回担当の部長さんにお聞かせ願いたい。

○細川委員長 部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 この子ども・子育て会議につきましては、基本的には子ども・子育て支援法に基づきましての法定の会議でございます。したがって、法定で決められておる事項について、例えば利用定員を決める際の事項が生じた場合とか、計画の変更が生じる、あるいは進捗状況をチェックするという項目が一応定められております。そういう必要な都度に関きたいとは思っておりますし、そういう会議の中で審議すべき事項が生じた場合にはやってまいりたいと思っておりますけれども、定期的な部分については今の検証とかそういう年度の2回ということでその必要性があるんだろうというふうに思います。ただ、そういう必要性が生じたときにはこの会議を活用して御意見を賜ってまいりたいというふうには思っております。以上です。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 審議する事項が生じた場合ということなんですけども、私は地方のそういった機関が、むしろ逆に現場ではこういう問題が生じてますよということを上を上げていくという、私は今回のこの附属機関の設置についてそのように捉えたんですけども、ちょっと今の答弁からは私とはずれるんですけども、私はそういう機関じゃないのかなと、現場のそういったいろんな問題を県また国に吸い上げていく、そのための機関ではないのかというふうには私は捉えていたもんで、その辺のところはちょっと捉え方が違うということです。私はできればそういうふうにしてもらいたいと思うんですが、これは設置のそういう条例そのものの趣旨が違うということであれば仕方がないんですが、でもそれとは別個にどうか大竹市の場合は現場のそういう声を吸い上げていただいて、子ども・子育て支援に寄与していただきたいというふうには、私はこれは意見として申し上げときます。終わります。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 おはようございます。田中委員と関連する質問になろうかと思いますが、この

議案が可決された後のメンバーの構成あるいは運用の開始、あるいは要綱とか規約とか作成があるのかないのか、実際に活動を始めるのが大体どれぐらいになるのか、そういったスケジュール的なところをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○細川委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 この条例を可決していただきますと、子ども・子育て、この1年間実施してまいったことがございます。それにつきまして、計画の中でのそれぞれがどのように進捗状況があるか具体的に申し上げますと、子ども・子育ての特別保育であるとか、それから通常の保育の分の定員の関係の来年度の数であるとか、我々が計画的に進めていくことは、どの程度、どの進捗ということをきっちり報告させていただいて、それに対しての意見をいただこうと思っております。そのためにはこの1年間、27年度終わった段階での報告ができましたら、直ちに委員の方をお願いをいたしまして、まずは27年度の我々の取り組みについてしっかり意見をいただきたいというふうに考えておるところです。それと国の状況言いますか、大竹市の状況でも今後認定こども園の問題であるとか、保育所の定員の問題、民間の保育所等についても定員というところの部分で、定員の中で一部超過ということもありますので、そういうところについても御意見をいただくためにも早急に来年度開催をさせていただきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 27年度の報告をして御意見を伺うというお話でありますけれども、ちょっと私間違ってるのかもしれないけど、そのメンバーの構成というのは既にでき上がってるわけですか。

○細川委員長 藤井委員。構成じゃなくて特定されているかということでしょうか。今の質疑の意図は。メンバーが既に特定されているかといった。

○藤井委員 そうです。

○細川委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 メンバーについて本会議場でも一応構成を部長のほうから説明させていただいたんですけども、学識経験のある方であるとか、特定ということになりますと、ある面事業を営んでる方ということで、例えば民間の保育所の方、あるいは民間の幼稚園といえますか、そういった部分はある程度決まるといいますか、その部署からお願いをしていきます。ただ、メンバーのほうはそちらから所長が出るのか、どなたが出るかわかりませんが決まってるものではございません。これからはもちろん保護者のいわゆる各公立、民間の保育所の保護者会の方も代表がかわるでありましょうし、今決まってないというのが実情でございます。以上です。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 メンバーについては、ここに書かれているように学識経験者、その他いろいろよく知っておられる方18人以内で構成するというので、今からつくっていくということでございますね。

先ほども御発言がありましたけれども、子供というのはこれから日本の国を担っていく

宝であり、大竹市を今からどれだけ栄えさせていくかという宝でございますので、こういった附属機関ができるわけですから、これをフル活用して、しっかり活用しながら子供たちを育成していただきたいというふうに、これは要望ですが、お願いいたします。ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 これ、年齢は就学前までの子供をいうんかいね、対象になる年齢はどこまでいうんですか、そのことが1つ。

それから気になるのは現在の大竹市が直接管理運営している保育所がありますよね。その保育所の設置の場合には、定員をまず予定して施設をつくるという運びで保育所ができる。ところが人口減の実態の中で定員より現在は少ないとか、その定員どおりというところもあると思うんですが、そういった場合に保育所の定員をこの機関ができたなら、その機関が審議して定員をふやすだの減らすだのというようなことを一旦決めると、もうそれが優先的に市の施行のルールになるんですか。それとも設置される新たな組織の中で、こういう意見が集約されたけれどもどうかというふうなことは議会にはかからんわけ。そこそこはどうなります。議会が知らん間に新年度の保育所の定員が決まったんじゃけ、募集人員やら面倒見る子供は何人だというふうなことになって、議会の意見とかいうのはむしろ言い方悪いが軽視されるようなことになったんじゃあ私はよくないと思うんですがね。そこそこはどういうふうなことになります。

○細川委員長 山本委員、申しわけありません。最初の対象年齢はというのあったと思うんですが、これは認定こども園の場合ですか、それとも保育所の場合ですか。

○山本委員 いやいや、ここで言う支援の対象になる、ゼロ歳から就学前までなのか。

○細川委員長 子ども・子育て支援計画の対象になる年齢ということでよろしかったでしょうか。それでは子ども・子育ての計画の対象になる子供の年齢ということでお願いいたします。2点目についてもお願いいたします。

福祉課長。

○吉原福祉課長 子ども・子育て支援法におけます定義というのがありますが、これは法律においての子供というのは18歳未満、18歳に達するといいますか、18歳ということ想定しております。18歳。(発言する者あり)

とはいえ、この計画に伴っているのは主にはやっぱり先ほど言いましたように、就学前の子供さんのことについては多々書いてますけども、定義としては18歳ということで、子供ということで当然、放課後児童クラブの子供のことも子ども・子育て支援の計画の中にも入れておりますし、定義的には18ということになってます。法律における定義につきましては。

それと2点目については、当然これから保育所の関係、保育所ということであります、市の今、認可になりますけども、子供の数であるとかそういう中でこの会議に一応お諮りをして意見はいただいて、もちろん議会のほうにもそういうことは報告は入れてするようになるうかと思えます。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 18歳になったらもう対象外ということやね、ゼロ歳から。その間青少年育成会議もありいろいろあるわいね。中学ぐらい入れればもう子供というよりか、今の社会の環境からいうたらむしろ大人社会への一員言うてもええぐらい、いろんな分野で事業に参加したり、学校内でもいろんな教育通じて活動の機会も広がっておるし、特にことしから18歳になり選挙権が与えられる年齢ですから。だからその幅広いゼロ歳から18歳までの間のいわゆる青少年を含めた子ども支援ということになると非常に幅の広い施策が求められるし、今までにそういうことについていろんな協議機関なり市長の諮問機関めいた組織もあったりするんですが、そういった整合性はどうなるんですか。これが唯一優先するんですか。この組織ができ上がれば。それと今の2つ目の問題何だったかな。まずそれちょっと答弁してください。

○細川委員長 他の子育て関係の組織との関係性になるとは思いますが、お願いいたします。課長。

○吉原福祉課長 今回上程させていただいてます機関については、主に特定教育、特定保育という中で、主に保育所の関係についてのものを御意見いただく分でございます、またほかにこの子ども・子育て計画について意見をいただくという部分で本市では子ども・子育ての計画の中に、もちろん就学前の保育所に上がる前のいわゆる乳幼児さんというか、妊産婦さんのところとか含めて、そしてまた小学校、中学校そういった部分についても計画の中には盛り込んでおります。それはこの計画という中での庁内での連携してやっていく計画をつくっておりますが、それについて今度、意見、どのような進捗かということで係らせていただくということで、庁内での調整にはなっているかと思っております。

以上です。

○細川委員長 3回目です。山本委員。

○山本委員 それで、さっきこの組織ができ上がって18人の委員構成かな、ここにいろんな支援策がある。現在大竹が市として実施してる施策のより充実を求めるような意見なりが集約された場合に、こうなりましたという報告はあっても、その機関で方向性なり意思が決まれば、それが優先することになるんでしょうか。どうなります。

今保育のことが1つ対象としていろいろ説明されたんですが、学童保育の分野もこれ入ってくるわけね、そうなる。そういうようなことについて、この組織の中で議論された方向なり、意思の決定がされると、それは先行的に行政としては移行へのやっぱりステップになるんですよ、議会の議論よりか、そこを聞いとるんです。そうなるちょっと、報告だけ受けても、これは後追いの議会にしかすぎんので。施策にどう生かすかということが議会の本来の役割ですからね。それが別の機関のところで議論されて、その意見集約が先行的に、行政として優先的な順位に置かれるというふうになると、これはちょっとどうかという気がするんですけど。

○細川委員長 機関の位置づけと、あと法の第77条についてももう少しみ砕いた御説明をいただくと、何について議論していったって、どういう位置づけになるのかというのがわかりやすくなるとは思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 これは法律に基づきまして合議制の機関として附属機関を設けることとなります。ですから、先ほども申し上げましたけれども、そこに書いてある部分についての御審議をいただいて答申を受けるということで、その答申を受けた上で市としてその内容についてどこまで尊重できるか、そのぐあいになるのかということ踏まえて市として決定をして、その中身のことが各議会の議決事項とか条例の変更とかそういうものが伴うということになれば、当然にその辺の議案として上げさせていただきまして御審議をいただきたいというふうに思っておりますし、それまでいかない分につきましては必要なときに必要な報告をさせていただいて御意見を賜るということについては今後やっていきたいというふうには思っております。以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 済みません。私は多少関係がある人間としてちょっとお話をさせていただきたいんですけど、今何人かお話になられましたけど、質問されましたけど、実態からいうと相当現実と違うという気がするんで一言言っておきたくなったんですが、この会はあれですよね、ほかのまちではもう以前からありますよね。大竹はおくれてつくんですけども、これは義務ですか、義務じゃないんですよね、あったほうがいいから今からつくろうということだと思います。

それと広島市なんかの場合はこれホームページで公開してあります、議事録が。それで廿日市クラスになると、何かワープロで打ったようなPDFが張りつけてある程度の公開がしてあります。大竹市は公開されてません。それはまちの大きさとかによるんだろうなという気がします。それと広島なんかの話を聞くと幅広く聞くと言ったらすごくきれいごとというかよく聞こえるんですけども、その中には開業医がいたり、子供と何の関係もないわけです。関係ないことないですね。健康上の意味では関係があります。ただ制度をどうするというときに、わからん人がいっぱいいたら話にならんわけです。だからそこで決まったらもう決まるかとさっき質問ありましたけど逆で、その審議を全然煮詰まらない、どうかすると一番この中でくせ者は学識経験者です。あの人かなと想定がつきますけども、「昔はのう」とか言って昔話をし出して、結局「わしは何とかのときには」って昔話で終わってしまったりですね。だから本当にやるんだったら極力子供たちを実際に通わせてる人で、本音の部分でその会が意味を持つようなことを上手に導いていったら大竹市のためになると思います。

一番私が嫌いな言葉が子供を人質に取られとると言うんです。あれだけは絶対に使わないでほしいと思いますし、そんなこと思ってません。だから本当に子供を育てている方たちが本音の部分をぜひ聞き出すといいますか、探るといとかそういう集まりにしてもらって、宿題をもらったらそれをこなすのが市の役割ですから、今度は万難を排してそういう要望を満たすように対応してほしいなと思います。「いってもおもしろくないよ」という話ばかり私には聞こえてきます。ぜひ、人選も含めて運営も含めてお願いしたいんですけど、せつかくつくるんですから、大竹市はすごいよねというのをつくってほしいんです

が、いかがでしょう。

○細川委員長 後半部分に関しては要望の部分ではなかったかと思いますが、何かあればお願いいたします。前半部分の法の規定について。

課長。

○吉原福祉課長 これは子ども・子育て支援法の中で市町村における合議制の機関ということで条例で定めることを義務といいますか、努力といいますか、努めるということで、県内本市と庄原市が要綱でやってきてます。県内の状況といいますと庄原のほうもこれを条例化するという事の中で、やはりこの今たくさん意見いただきましたが、子供にかかわります部分、努めるものではあります、これは今回条例にさせていただいたところでございます。

それと委員につきましても、本当に実りある会になるように子ども・子育て会議も実は5回開催させていただきました。やっぱり現場の保護者の方々がさまざまな意見いただきますが、本当にその会が実りあるような形で、また委員の人選にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では日程第2、議案第22号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部におきまして補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 特にごございませんので、どうぞよろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第3、議案第28号大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

係員交代しますか。ちょっとお待ちください。

その位置で大丈夫ですか。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部におきまして補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○青森市民生活部長 補足説明ございませんので、よろしく申し上げます。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第4、議案第29号大竹市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

説明員の交代、もっと前に来られなくて大丈夫ですか、水道局長。

係員後ろのほうで大丈夫ですか。

それでは、本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○平田上下水道局長 特にございません。よろしく申し上げます。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、この件に関して、今まで時効を迎えるに当たってこの債権を放棄するということですが、件数と金額はどれぐらい今あるのか、それをいつぐらいからのこの債権の放棄になるのかというところら辺をちょっとわかればお願いしたいと思います。

○細川委員長 概数でよろしいでしょうか。

○賀屋委員 はい。

○細川委員長 どうぞ。

○豊原業務課課長補佐兼営業係長 平成15年以降なんですけれども、件数が350件、それと金額が約250万円を簿冊管理しております。以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。大変な件数がかなりあるということですが、これを徴収するに当たっては大変苦勞されておりますし、結構この250万円を追いかけていくのにそれ以上の人件費であるとか経費をかけていくということもあるでしょうけども、この市内と市外といますか、市内にある件数と市外でとれないという件数とあるかと思うんですが、この辺はわかりますか。どの程度ぐらいが市内で、それ以外市外におる、遠くにおってとても追いかけれんとかいうことになるんでしょうけども、そのあたりの件数、割合がわかればざっとで結構です。

○細川委員長 営業係長。

○豊原業務課課長補佐兼営業係長 水道契約は、住民票が必ず大竹にある方ではないため住所の確認が、所在が不明で督促状が届かないもの、それから破産、倒産、それから死亡等によるものがこの件数になります。以上です。

○細川委員長 賀屋委員、3回目です。

○賀屋委員 わかりました。結局、徴収に行くのがもう困難だということで理解をしたらいいでしょうかね。わかりました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 まず1番に、平成15年以降と言われましたけど、その前の説明が私欲しいんですよ、本当いうとね。あの例えば、大竹市の水道って何年歴史がありますかね、60年、70年ぐらい、60年か、55年ですか、何かそれぐらいありますよね。例えば、大竹市は上下水道局と言いますが、上下水道局で上水、下水ってありますよね。この条例で上水だけこうしようと言うんですけれども、下水はどうするのって。下水だけ請求するといったら農集・漁集ぐらいのもんですよね。「わしゃ水道とめてくれ、ほいじゃが下水使うけん」と言うても、下水の請求出せって言っても出せないでしょう。あの辺がまさにみそとくそが一緒になつとるおもしろい世界だなど思うんですが、今までどうしてたんですか、そこを教えてください。

○細川委員長 総務係長。

○舩谷業務課課長補佐兼総務係長 済みません。ちょっと説明不足だったということで申し

わけございません。平成15年以前は水道料金につきまして、いわゆる公債権の使用料という扱いを国のほうもしております、それに合わせて全国の事業体も同様の扱いで、5年たったら債権が消滅するという取り扱いだったんですが、平成15年の10月に最高裁で判断が出たこの分につきましては、この水道料金の請求に係りまして争われた件でございますけど、このときに水道料金につきましては水道供給契約上の、いわゆる私法上の契約であるということで、この分には消滅時効は2年であるという判断が示されましたので、その時点で時効期間というのが5年と2年というふうに分かれてしまいました。その平成15年以前の分につきましては、それまでは5年の消滅ということでさせていただいてますけど、それ以降につきましては、そういう判断が出ましたので2年を経過した後につきましては、これは実際に消滅時効にはかかりませんが本人さんが時効だという証明をされない限りはそのまま残るという形になりますので、一応それ以降の分につきましては債権を実質的には持ってるという形になってしまいます。

実際今おっしゃられましたように下水道につきましては、これは契約というものではなくて、いわゆる公債権という扱いをされてますので、そのためこちらのほうは使用料として5年の期間で消滅するという形になります。こちらは自動的にその間に何もなかったら消滅するという形になります。そのため2年と5年というちょっと差が出てしまいますので、このたびにつきましてはその部分についてもちょっとあわせて整理させていただきたいということで、条例上その規定をさせていただきたいというお願いでございます。以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 これからが本題です。要するに、取れるはずのない債権を350件、二百何十万か持ってるわけでしょう。それ自体も私から言うたらナンセンスですよ。かといって今回条例変えて水道局の判断で、市の判断でそれをぼんころぼんころ落とそうという発想ですから。今は逆に落とすべきものが落とせないわけじゃなくて、議会に言やいいんですよ、今言ったみたいなんです、この1年間でこうなると、破産や倒産やいろんなことがあったり、わからんのこんだけありますと、リストはこうなると、これを落としてもいいですかと議会が落としいんですよ。だからあなたたちの発想は議会に黙っておこうということですよ。黙って持っとくか、今度は議会に黙ったまま落とそうとかどっちかですよ。議会に言やいいじゃないですか、一言。こんな条例反対です。岩国はありません、少なくともね。答弁をお願いいたします。これは必然性はどこにもないですよ。

○細川委員長 係長。

○舩谷業務課課長補佐兼総務係長 済みません。ちょっとまた説明不足で大変申しわけございません。一応委員さんが指摘されるとおり法律上96条の中で議決事件とありまして、債権放棄の分につきましては議決事項ということになっております。ただし法令上、条例とかでそういった規定があればその分につきましては、そちらのほうでできるという形になっておりますので、今回なぜこれを挙げさせていただくかといいますと、今おっしゃられたとおりもう債権放棄する分については当然公法上の債権を放棄するということですから、それにつきましては当然議会に諮っていかないけんということなんですけども、その場合、

通常は大体その件数ごとに全部議案として上げさせていただいて、それを御審議いただくという形になります。ただし、そういった条例等でもし決めておれば、まずはその分で職権上やらさせていただくという形になろうかと思えます。ただ、その後はだいたい決算で報告するとかそういった類いでまた議会のほうに報告するような形になろうかとは思えます。

今、岩国にはないですねというちょっと御指摘があったんですが、実は近隣の事業体のほうではもう既に条例化されておりまして、広島市とか廿日市市、それから岩国市のほうにもちょっと確認させていただきました。同様に条例化されておりまして、本市だけがちょっとしてなかったものですから、おくれればながら今回させていただきたいというものでございます。済みません。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。さっきの子ども・子育てと反対ですね。私が聞いたらないと言ったんで、それはそれでいいですけども。要は言うべきもの、議会に伝えるべきものは伝えてほしいよねということありまして、とれない債権をいつまでも持つてるのはいいとは思いませんし、とれそうなやつを面倒くさいけえ落としてやれというのもよくないと思えますし、5年間とれなかったということはそれなりの理由があったり、中には努力不足もあるかもしれませんが、少なくとも議会を極力通過させてほしいというか、我々が関与できるような余地を残してほしいということです。そういう意味でこれからもやってほしいなと思えます。以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。討論ですよ。

副委員長。

○和田委員 ちょっと今の水道料金で水道使用量のときの2カ月に1回、何立米使ったという、金額を請求しますよね。その中に今のメーター使用量というのが二百何ぼか入ってま
すか。

○細川委員長 副委員長、討論ですので、反対か賛成かを述べてください。

○和田委員 そうそう、一応ね、ちょっとごめんなさい。ちょっとこれ確認というか賛成でいいんですがね、そのメーター使用量の中にあるんですが、二百何ぼか、これをもし空き家でもう何年か使っていない水道、使っていないときの使用料というのはどうなるんですか。

○細川委員長 討論ですよ。

○和田委員 いいですか。ごめんなさい。それじゃあいいです。

○細川委員長 一応賛成討論のほうだっただけのことですね。

○和田委員 賛成で。

○細川委員長 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

先ほどの討論は可決すべきという討論でございました。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では日程第5、議案第34号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明員の交代は。

〔「いいです」と発言する者あり〕

○細川委員長 大丈夫ですか。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○大和建设部長 補足説明、特にございませんので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 この指定管理者の仕事内容が全く私わかってませんので、教えていただきたいと思います。平成27年度の予算で570万円上がってるわけですけども、ここの名称、3点ありますけれども、利用期間が4月1日から11月30日までの7カ月間ですね。その間どういう仕事をされるのか教えていただきたいと思います。

○細川委員長 都市計画課長。

○下穂都市計画課長 委託内容でございますけれども、弥栄周辺広場ということで川真珠貝公園、キャンプ場でございます、これと弥栄オートキャンプ場、白滝公園、弥栄大橋左岸地区広場の各広場の利用許可であるとか、利用料の徴収、あとは施設及び整備の維持管理に関する業務などをやっております。以上でございます。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 料金徴収は理解できますが、施設の維持管理ということになると施設そのものが壊れたり、古くなって危なくなったり、あるいは周辺の草木こういったものが伸びたりしますが、こういったこともやっていただいているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○細川委員長 課長。

○下穂都市計画課長 はい、おおむねそのような内容でよろしいですが、大きな修繕工事なんかになりますと、市のほうでやってる状況でございます。

以上でございます。

○細川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは1点ほどちょっと、これは弥栄ダム周辺の大竹市にとっても観光スポットと言いますか、名所としてももっともPRをして観光客をとといいますか、利用者をふやしていきたい、数少ない弥栄ダムというものについての管理がここにあるんだろうと思いますけども、この指定管理をする上でそういった利用者に対するPRとといいますか、これは観光のほうになるんかもしれませんけども、この指定管理者としてどのような利用促進に向けての業務とといいますか、努力をしているのかというのがよくわからないんですが、そのあたりはこの業務の範囲の中には入ってはないんでしょうか、そのあたりをちょっとわかれば。

○細川委員長 都市計画課長。

○下穂都市計画課長 そういったPRというか、周知に対する取り組みといたしましては、大竹地域産業振興センターとか西中国山地観光施設連絡協議会であるとか、美和観光連絡協議会等に参加しております。さまざまなイベントに出展・参加し、弥栄地域の広報活動を行っております。その他独自で弥栄タイムズというものを年2回発行しまして、新聞折り込み広告を大竹市、岩国市、和木町に行っているところでございます。以上でございます。

○細川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

末広委員。

○末広委員 済みません。指定管理者制度について私、勉強不足なんでちょっとだけ素朴な質問をさせていただきます。

昨日の議案第33号と35号での指定管理期間が1年なんですけど、この案件については5年の指定期間になってるんですけど、指定管理者制度に基づく要件でそういう指定期間が決まってるんでしょうか。大変勉強不足で申しわけありませんが、お教えてください。よろしくお願いします。

○細川委員長 課長。

○下穂都市計画課長 今回、指定管理定めさせていただく根拠としまして、大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例というものに基づいておりますけれども、これの第6条に期間がうたわれてまして、その中で5年間ということになっておるところでございます。以上です。

○細川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

日域委員。

○日域委員 今回の議案の中に、指定管理絡みは2つありますよね。これはこっち向けて言うべきか、こっち向けて言うべきかよくわからないんですが、委員会で言えば2つに分けてあるんですが、公平になるように分けただけなんかどうか知りませんが、弥栄の件とそれともう1個のマロンですね、あれはJAですね。同じことなのか、少し違うのか今、末広委員のほうから期間のことで質問がありましたけど、もともと何か違うんかなどうかな

というのがあります。

それと次の質問ですけども、やさかっていうのは大竹市の子会社とは言いませんが、大竹市が出資してますよね。多分ここに座ってる方の中にどなたかが取締役だと思ってるんですけども、こういう場合に決算書が何か手に入らないって言ったらへんですけれども、公表できるのかできないのか、私わかりませんがどうなんかなと思ったりもするんですが、その辺ちょっと教えてください。

○細川委員長 課長。

○下穂都市計画課長 最初の御質問が、指定管理今回3件ございます。今回の私どもの提案してる弥栄とマロンの里、それともう1つ三倉がございました。これ委員会が別になっているのは多分、担当課によって分かれているものと考えてまして、弥栄自体は公園施設でございますので我々都市計画課のほうで所管しております。今、生活環境委員会のほうになっておるのかというふうに考えておるところでございます。

それと2点目ですけども、株式会社やさかはおっしゃるとおり地域の活性化を図るとともに、弥栄湖周辺施設等の公共施設の管理運営を事業目的の1つとして設立された組織でございます。大竹市、岩国市も出資をしております。という組織でございます。ちょっと決算書のところについては会社としての決算書の公開を大竹市、岩国市当社ホームページに行ってますということで書いてございますので、公開はされておるものと考えております。以上でございます。

○日域委員 いいです。ありがとうございます。

○細川委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第6、議案第23号大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正についての議題といたします。

説明員の交代はありますか。大丈夫ですか。

本件については本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明がございますので、担当のほうからさせていただきます。

○細川委員長 保険介護課長。

○佐伯保険介護課長 それではお手元のほうに大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてをお配りさせていただいております。これに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

○細川委員長 皆さん、資料ありますか。大丈夫ですか。
お願いします。

○佐伯保険介護課長 このたびの乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてでございますけれども、改正の要点といたしまして、現在実施しております乳幼児等医療費の助成制度では、広島県の制度であります未就学児童までを対象としたものに、本市独自の制度として小学生までを追加対象としているものでございますけれども、このたび新たに中学卒業までの年齢の子供を追加するものでございます。また、それらの受給対象者に係る所得制限も撤廃することとし、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

その目的といたしまして、市内在住の出生時から義務教育であります中学卒業年齢時までの子供を対象といたしまして、子供を養育する全ての子育て世帯を対象に助成制度を展開しまして、子供の疾病の早期発見と治療の促進を図り、健やかな成長を促すとともに、子育て世帯の医療費の負担軽減を図り、住みよいまちづくりにつなげていきたいというふうに考えております。

下の欄の改正の内容でございますけれども2点ほどございます。まず受給資格の改正でございますけれども出生の日から小学校卒業までの年齢が対象であったものを中学卒業までの年齢に引き上げ、受給者証の名称も乳幼児等医療費から子ども医療費というふうに変更するものでございます。また従来は基準限度額を超えた場合は医療費助成が受けられないものでございましたけれども、子供を扶養し養育する世帯に平等に制度の利用が可能となるよう所得制限を廃止するものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては平成28年7月1日としております。

以上、簡単でございますけれども、乳幼児等医療費支給条例の一部改正についての補足説明を終わらせていただきます。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 1点ほどちょっとお願いしたいんですが、大変すばらしい制度でもっと早くこういう制度ができたらいんじゃないかなと思いますけれども、近隣の市町と比べて今回のこの一部改正がどのような位置づけなのか、その辺がもしわかれば、ざっくりとでいいんで教えていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○細川委員長 課長。

○佐伯保険介護課長 近隣の状況でございますけれども、廿日市市につきましては入院が中学3年まで、通院が小学3年まで、小学校以上につきまして一部負担ありということで、未

就学児童につきましては、今までどおり無料という形でございます。実施は8月1日というふうにお聞きしております。

それから和木町につきましては入通院とも中学3年までが無料で、こちらのほうも所得制限はなしということになっております。これは制度がそのまま継続される予定でございます。

それから岩国市でございますけども、入通院とも中学3年まで無料で、所得制限はなしというふうになっております。以上でございます。

○細川委員長 賀屋委員、よろしいですか。

賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。少なくとも廿日市には勝ってるような気がしますんでよかったなと思います。

それと月内1医療機関ということですけども、これ月を超えた場合にはその都度適用になるということで考えていいんでしょうか。

○細川委員長 国保年金係長

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 御質問のとおりで、月が変わりましたらまたリセットされて、1からカウントされます。以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 1医療機関ということですけども、例えばほかの病名で同じ医療機関の中で違う病名があった場合、例えば大きなとこやったら内科も外科もあるでしょうし、例えば歯医者とかもあつたらそれも全部ひっくるめて使えるということなんでしょうか。

○細川委員長 国保年金係長。

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 総合的な医療機関ですと、眼科とか内科とか外科とかがございますので、その各科ごとでという話になってまいります。まちの中にある医者であれば、その医者、耳鼻科とか眼科とか内科に行けば1医療機関というカウントになります。以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

田中委員。

○田中委員 今回のこの乳幼児等医療費の支給条例の一部改正については大変うれしく思います。これ本当にできたらこういうすばらしい制度を何とか新年度4月1日からできなかったのかなという気がいたします。すばらしい制度、これいつぐらいから検討されとったんかわかりませんが、国のそういう子育てとかいう支援も受けてだと思っんですけど、これどうしても7月にせざるを得なかったというか、ここがぎりぎりだったんかどうなのか。4月いっぱいでも何とか4月1日からという形でできなかったのかなというふうに思うんです。ちょっと私も考え方がおかしいのかもわかりませんが、例えば所得制限を加えるとかいうならわかるんですが、所得制限も撤廃されるし、現に今小学校まで受給をされてる。枠を広げるだけで、いろんな手続がもちろんあると思うんですが、もうどうしようもない、28年の7月から、もうこれが直近なんだと。今も聞いたら廿日市もそういうことなんですけど、これはそういうことなんですか。もう4月1日からは難しい、もうできなかったとい

うことなんですか。そこを1点。

それともう1つ、この新しく子ども医療費受給者証を発行するようになると思うんですが、これを発行するまでの、どの時期でどういうふうになるのかいうのを。例えば今ですと、出生届出されたときに恐らくこの子ども医療費受給者証いうのを発行されてると思うんですけど、ずっと昔、平成5年か6年かぐらいに乳幼児医療費の無料化いうのを所得制限でやったことがあります。多くの方から喜ばれたという記憶があるんですが、そういった類のことで出生時に今もされてると思うんですが、今回この中学校3年生までということになると、発行されるまでの過程をどういうふうにしてされるのか。その辺2点ほどお伺いします。

○細川委員長 係長。

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 それでは2点の御質問なんですが、これ2点とも関係性がございまして、一緒に御説明をさせていただきます。

まず4月から実施が可能かどうかということでございまして、これは予算が必要になってまいりまして、今現状のシステムを乳幼児から小学生までを抽出するシステムを中学生までに変更する必要がございまして、これ予算措置がされておりませんので、当初予算で28年度予算でお願いする形となっております。御承認いただきましたら、4月1日から契約をしまして、システム会社に変更を依頼するものとなりますので、どうしても4月1日から実行というのが難しくなっております。

もう1点、受給者の抽出という形になるんですが、現在小学生までの医療費の支給を受けてる方々に加えまして、所得制限を撤廃する方と中学生をお持ちの方、この方が追加になります。これを抽出しまして文書を送るわけですが、この医療費の受給制度というのが申請制となっております。申請した方に対して受給者証を発行するという形になっております。自動的に発行するわけではございせんので、一旦通知を送りまして、申請書が返ってきた方を整理しまして、それから受給者証を発行するという流れになっておりますので、現在その手続に基づく抽出作業は進めているところでございまして、なかなか4月1日に即座に発行することが難しくなっておりますので、最短で考えますと、7月1日ということで設定をさせていただきました。その関係もありまして、受給者の発行の方法なんですが、申請書が返ってきた方々を集約しまして、7月1日からとなりますので、6月の中旬までには、システムから全受給者を抽出しまして発行をする予定でございまして、

以上です。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 どうしてもそういうシステムの変更という形で7月になるということなんですか。

今ちょっとお聞きした中で、これ申請方式だということ言われましたがこれはどうなんですかね。せっかくこういうすばらしい制度、いわゆる改正になったわけなんで、これは自動的に対象者にはということにはいかないんですか。何でもそうなんです。いろんな制度ができて自動的じゃなしに、全部申請方式になってる部分があるんですが、この分については今、高齢者に対する給付もあります。あれもやっぱり一応は知らせて、そして申請方式になってると思うんです。それは実態を把握するという意味で必要なかどうか

かりませんが、どうなんですか、これ自動的にというわけにはいかないんですか。なぜ難しいのか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたい。できれば自動的に対象者は、受給者証を発行したらそれで済むんであればいいのではないかなというふうに単純に思うんですが、いかがでしょうか。

○細川委員長 課長。

○佐伯保険介護課長 今の制度上の流れの中でそういうことになっておりますので、申請をしていただいていることがありますので、できるだけそういうことがないように勧奨するという形でやっていければと思っておりますので、その辺のほうはちょっとフォローしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○細川委員長 田中委員。3回目です。

○田中委員 これは制度を条例を改正しなきゃできないということであれば、市長、副市長の判断になろうかと思うんですが、これは申請方式でないといけないということもないと思うんで、自動式で、もうわかっているわけですから私はできるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてのお考えを聞かせてください。最後に。

○細川委員長 副市長。

○太田副市長 申請制度等いろいろ問題あって、担当課のほうでもいろいろ考えておると思います。ただし、県の制度自体が乳幼児医療助成制度は県の制度部分もございます。それ以降の分について市の独自の制度です。その辺の県制度とのすり合わせ等、これからいろいろ検討させていただくようになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 現行の乳幼児医療費支給条例のもとで医療費の無料化の対象になる児童数、現行の制度のもとで何人で受給者が何人だという実態がわかればちょっと聞かせてもらいたい。これは申請制度ですから、案外申請をする上での周知が徹底してないというようなことも手伝って、対象にはなりながら申請をされてないという部分もあるんじゃないかなろうかという思いで聞いておるんで、現行制度のもとでの実態、それを聞かせてください。

それからもう1つは、この制度に関しては全国の市町村が内容はいろいろ異なるんですが、ほとんど全ての市町村が乳幼児医療費の無料化制度をつくっているのが現状だと思うんです。ところがこれまでそういう市町村の独自の子供に対する支援策をやれば、ペナルティーを科して国の出すべき補助をカットするというようなことをずっとやってきたんです。いずれの政権党もそういうことをやってきたんです。今、少子高齢化社会だと言って一億総活躍だとか、地方創生事業だとかいうことを言いながら、本来ならこういう制度は国が責任を持ってやるのが筋だというふうに私は思うんですが、今までのペナルティーを科するようなやり方はやめたんですか、続くんですか。そのことを1つ聞かせてください。

それから、この問題については、全国知事会にしても市長会にしても機会あることに国に対して、国の責任において乳幼児等への医療費の無料化制度を実施してほしいということ従来から私は要望を重ねてこられたというふうに理解しているんですが、全国市長会

等で改めてこの制度の実施、拡充についてそれぞれの市町が鋭意努力している実態の中で、国への要望、また国への対応はどういうふうなことなのか市長から聞かせてもらいたいです。

以上3点、お願いします。

○細川委員長 現行の制度の対象者と申請者数と1点目についてはそういうことでよろしいですね。

係長。

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 現行制度による受給者の人数でございますが、お手元にお配りした資料の一番下に記載がございますが、現受給者数としまして、平成28年1月現在で2,349人おります。これに改正に伴う追加人数が約700名と予想しております。以上です。

○細川委員長 対象者数がどのぐらいいるのかという質疑だったと思いますが、ですね、山本さん。受給者の数ではなくて、申請制度と捉えるので実際の対象になる方がどのぐらいいて、実際の受給者はどれぐらいかという質疑でございました。実際の現在の受給者が2,349人って書いてありますが、対象者書いてある。

係長。

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 対象者になりますと、この2,349人に700名を足した約3,000名が対象になろうかと思われま。

○細川委員長 暫時休憩します。

11時18分 休憩

11時25分 再開

○細川委員長 では休憩前に続いて、会議を開きます。

担当課の御答弁から。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 時間をとりまして申しわけございません。この資料の一番下のところで追加をして数字を申し上げて御理解得たいと思います。現在の状況のところは、この資料の一番下のところに、これ受給者ですから実際に申請をして受け取っていらっしゃる方、これが2,349人、本来の12歳までということではいいまして、2,682人が対象となります。その差を申し上げますと333人ということになります。この333人のうち、これちょっと時間的なものがありますからわかつてる範囲で約80名ぐらいが所得制限にかかっていらっしゃる方です。その残りが約250名程度でございますけれども、この中には本来の乳幼児医療の対象とならない方、例を申し上げますと、生活保護の家庭の方、それとか母子、父子家庭の方、あるいは障害者の医療の受給者証を持っていらっしゃる方、こういう方がその中に含まれる上になおかつもしかしたら未申請ということもあろうかということがございます。今現在、ちょっとその内訳については私どもその内訳は持っておりませんので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○細川委員長 あと2点ほど。

市長。

○入山市長 今、山本委員が御指摘のとおりペナルティーを科すということに対しましては、市長会としても強く要望をしているところで、なくすということで、平成28年度の国の施策及び予算に関する決議重点提言ということで、市長会でもって言葉であらわしますとペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることは地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから同措置を廃止すること。続きまして、全て自治体が単独事業として実施している子供の医療費助成制度は我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化することということで、今委員御指摘のとおり、同じ考えでもって我々も動いているということでございます。

○細川委員長 部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 国の厚生労働省のほうにおいてペナルティーについての議論はどうかという御質問もあったかと思えます。昨年の9月以降に検討者会議というものを立ち上げまして、本来であればその予定がことしの夏ぐらいまでに結論を出すということの前倒しをして、この春には結論を出したいということでの議論が検討会においてされているということについては承知しております。まだ結論は何ってはおりません。

以上です。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 だからペナルティーを科すということ自体は、27年度8年度は続いとるわけやね。それでどうするかは今から検討されて、廃止になるか、また続けるかということを持たなしようがないということですか。

それで大竹市がこの制度、今回より充実させ発展させるということでもいいことなんです、これまでペナルティーとして市に対する厚生労働省からの交付税というのか税金というのか、名称なり性格はよくわかりませんが、幾らぐらい市としてペナルティーを科せられたというべき金額、どれぐらいあったか。例えば27年度、26年度、実態が私もよくわかりませんが、金額として実態がわかればちょっと聞かせてもらいたい。

それで、私も常々思うんですが、今市長会等で市長会だけでなしに、地方公共団体も挙げて国の責任でこの乳幼児医療費の無料化制度を実施してほしいという声は以前からずっとあるんですが、なかなか国のほうが追いつかない。与党は絶対多数、持ってるんですから、やる気があればいつでもできる。安倍総理もすぐやる総理だという評価が高いんですが、国民が心配することはどんどんやるが、切実な願いについてはなかなかやらんいうような実態をこれは改めてもらいたい思うんですよ。

そういったことで、大竹市が今回この制度を拡充をするということで、非常に私は子育ての苦勞なさっている市民の皆さん方、大変喜ばれると思うんです。私も二階堂市長時代からずっとこのことについてお願いをしてきたんですが、神尾市長時代にちょっとこれはもうやめるといようなことがあって、制度的な内容としては後退していった時期があるんです。しかし入山市長になってまたこれが復活したいということですから、それがさらに今回拡充されるということで非常に喜ばしいことだと思うんですが、引き続いて国の制度と

して実現できるように市長会と機会あるごとにひとつ声を上げてもらいたいということをお願いしておきたい。

それで1つ気になるんですが、入院14日までは500円ということなら、7,000円を負担するんですか、14日入院すると。それで通院4日ということになると2,000円を負担するんですか、言うことよね、ここに説明が書いてある。この部分も私は先進例を見るとここまでの負担を求めているというのものもあるんです。そういったこともひとつ大いに実績を参考にされて、無料化という場合の制度として本当に大竹市が他市に比較すれば手厚い制度として市民が喜んでいてというふうな評価がいただけるように、鋭意また検討を加えて、充実の方向でひとつ取り組んでほしいということをお願いしたいと思います。

○細川委員長 係長。

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 ペナルティーについての御質問でございますが、このペナルティーにつきましては国からおります交付金で、他の制度と合わせて交付されるものですから、非常に計算が難しくなっております。ただこの乳幼児の医療に限って算定をしてみますと、大まかな数字ではございますが大竹市は60万程度、これは平成26年度の実績から算定したものでございます。

以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑はなしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第7、議案第24号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明がございましたので、担当の保険介護課のほうから説明をさせていただきます。

○細川委員長 保険介護課長。

○佐伯保険介護課長 それではお手元のほうに大竹市国民健康保険条例の一部改正についてという資料をお配りしております。こちらに沿って説明させていただきます。

○細川委員長 皆さん、ありますか。

ではどうぞ。

○佐伯保険介護課長 それでは、このたびの改正は平成28年1月29日に国民健康保険施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の主な内容といたしまして、1番目の項目でございますけども、賦課限度額の改正についてでございます。国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

なお、介護給付金賦課額に係る賦課限度額につきましては16万円のままで据え置きとなっております。

この改正によりまして、被保険者の保険料賦課限度額が今までの85万から89万となるものでございます。

続きまして、2点目の軽減判定所得基準の改正についてでございますけども、国民健康保険料の軽減対象者のうち5割軽減者と2割軽減者について判定所得基準を引き上げるものでございます。

まず、5割軽減につきましては、現行で基礎控除額33万円に加えまして26万円を被保険者数に乗じて算定していたところでございますけども、これを26万5,000円を乗ずるものに改めるものでございます。次に2割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加えまして47万円を被保険者数に乗じて算定していたところでございますけども、これを48万円に変更して乗ずるものに改めるものでございます。この改正によりまして5割軽減、2割軽減の対象者の範囲を広げることで、低所得者の負担軽減を図るものでございます。なお本条例の施行日は平成28年4月1日となっております。

以上、簡単ではございますけども、国保条例一部改正についての補足説明を終わらせていただきます。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 大竹市は今、国保の保険料の区分を9段階に分けておるんかいね。最初は6段階の区分だったんですが、途中でたしか広島市だったと思うんですが、8段階とか9段階に区分して、より累進性を高めて負担の公平化を図るという措置をとられたという例に倣って、私もその当時大竹市も6区分から区分をふやして、累進性を高めたかどうかということをお願いして、当時いろいろ議論した記憶があるんですが、今、広島市は恐らく…

○細川委員長 山本委員、今国保ですので。

○山本委員 国保のこと言いよる。

○細川委員長 そうですか、はい。

○山本委員 委員長はちゃちゃ入れんとってください。質問者の質問内容が整理できにくいから。

○細川委員長 それなら結構ですよ。

○山本委員 一々口を挟むのはようない。

それで保険料の負担というのは年々大きくなっているのが現状なんです、累進性を高めるということで区分をふやすということを考えてほしいと思うんですが、この点については今回の条例改正とあわせて検討されましたか。

それから5割軽減、2割軽減というのは加入者らのうちの割合はどういうふうになりますか。数字的に1つ示してください。

○細川委員長 市民税務課長。

○北林市民税務課長 それでは2点目の5割軽減、2割軽減の方ですね、これ今回の改正なんです、27年度賦課の保険料率を当てはめて計算いたしますと、現行で5割軽減のほうで666世帯、これが685世帯となり19世帯ふえる格好になります。2割軽減に該当する世帯は現行では598世帯というところですが、600世帯と2世帯ふえるような試算をしております。これはあくまでも27年度当初賦課でしか算定することができません。申しわけないんですが、割合についてはちょっと用意しておりませんので御了承願いたいと思います。

○細川委員長 保険介護課長。

○佐伯保険介護課長 先ほど区分の話が出ましたけども、6段階、9段階という段階のことにつきましては介護保険の関係ではないかと思われまので、国民健康保険に関しましては所得資産に応じてその率で賦課していくわけですので、段階があるというものではないというふうに認識しておりますので、それについての検討したかということでございましたけども、ちょっとその辺については検討してはおりません。よろしくお願ひします。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 今、数字を示されましたが、これは軽減措置に関する部分を見てもわずかなことやね。軽減対象になる世帯がふえるというのはね。現行に比べても5割が9世帯程度、2割が2世帯程度ですから。新たな年度でどの程度の国保の負担が増減するかということは、私もまだ不勉強でしかとは理解してないんですが、軽減されるということはほとんど予想はできないと思うんで、そういった意味から言えば他の先進例を聞く範囲ではこの5割軽減、2割軽減に加えて市町独自の軽減措置をとってる例もたくさんありますよね。そういうことを含めてこの所得の少ない世帯への軽減措置を検討すべきだというふうなことを含めて、さっき言った累進性の制度導入もあり得ると。

確かに今私が言ったことと答弁されてたように、介護の問題と国保の問題を混同しとったことについてはおわびしますが、国保についてはこの条例で金額が決まらんわけですから、率だけが決まるんで、予算議会の段階での数字と節符が届く段階での、6月の末ですか、金額が変わるでしょう。ここは1つは一番議論を重ねてもどうも確かな数字がなかなかつかみきれないという悩みがあるんですが、そういうところがないようにするための条例上うたわなければならない部分については、明確に軽減される部分とそうでない部分をより市民にわかるようにして、軽減措置の範囲を市独自で考えるべきだということを私はその都度申し上げてきたんですが、新しい年に向けてのそういうことでの検討はされなんだ。この説明書だけでいくわけやね。

○細川委員長 部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 独自軽減策でございますけれども、大竹市の国民健康保険事業につきましては、基本的には法定外の繰り入れにつきましては行っていないということが現状でございます。独自の軽減策をいたしますと、やはりその財源をどうするのかということがありますので、そういたしますとやはり市のほう、一般会計のほうから支援をいただくというようなことになろうかと思っております。今現在国保の運営方針といたしましては法定外についてはやっていけないという方針でございますので、今の状況でこの国の制度に従っての方向性で行わせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○細川委員長 よろしいですか、山本委員。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 今回の改正は国の施行令の改正に基づいてということなんで、市が独自にどうするこうするいう視点は全くないんだというお話なんで、少なくとも私は先ほどちょっと触れたように、他の市町においてはできるだけ負担軽減を努力してやろうということで独自の軽減措置をとってるところもありますんで、それを改めて私もしっかり勉強して本会議での討論の際に紹介もしたいと思いますので、本席では意見保留にさせていただきます。

○細川委員長 反対討論ではないということですね。はい、確認いたしました。

他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第8、議案第25号大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、どうぞよろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第9、議案第26号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明がございますので、担当課のほうからさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 介護高齢者係長。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 それでは資料を2種類お配りをしておりますので、この資料に基づいて補足説明のほうをさせていただきたいと思っております。

○細川委員長 係長、長くなるようでしたら座っていただいて結構ですよ。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 大丈夫です。ありがとうございます。

右肩のほうに資料①、②と書いた2種類横長の資料お配りをしております。

○細川委員長 皆さんの資料の確認大丈夫ですか。ありますか。

どうぞ。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 では介護保険のサービスには居宅サービスであるとか施設サービスというものがございますが、その1つの類型として地域密着型サービスというものがございます。この地域密着型サービスとは介護や支援が必要な方が住みなれた地域で生活できるように提供されるサービスで、その利用は原則として市内に住所を有する方のみとされております。

サービスの種類としましては資料①のほうをごらんいただければと思いますが、大きな表の左側、サービス種別という欄にありますように、現在市内に事業所がないものも含めまして、網掛けを除きまして8つのサービスがございます。この地域密着型サービスの人員や設備、運営に関する基準等は市町村が条例で定めることになっておりますので、表の右側、大きな升になっております、こちらのよう2つの条例を設けております。資料①

につきましてはそれぞれの条例についてサービス別に該当する規定を何条から何条までという形で掲載をしております。このたびの条例改正の議案はこの2つの条例を一括して改正しようとするものでございます。

それでは本改正中最も大きなウエートを占めております地域密着型通所介護について資料により御説明をいたします。まず資料①の下側に現行としまして、通所介護の表がございます。現在通所介護いわゆるデイサービスと言われるものですが、市内に9つの事業所がございます。これは利用定員の多い、少ないにかかわらず、都道府県の条例で人員、設備、運営などの基準が定められております。このたびの厚生労働省令の改正に伴いまして、1日当たりの利用定員が18人以下の小規模の通所介護につきましては、地域密着型通所介護として本年4月1日から地域密着型サービスに移行することになりますので、上の大きな表の網掛け部分、こちらのほうを追加しようとするものでございます。

ちなみに現在の通所介護から地域密着型通所介護に移行する事業所は5つの事業所になると見込んでおります。おのずと下の9という数字は4になる予定でございます。また、地域密着型通所介護のうち利用定員が9人以下であり、かつ難病等有する重度要介護者などを対象とするものを療養通所介護といいますが、こちらについては現時点では市内に該当する事業者はないと見込んでおります。

続きまして、資料②をごらんいただければと思います。資料②は地域密着型通所介護に関する追加規定であります。第59条の2から第59条の38までを1条ずつ国の基準と比較した表でございます。表の左側から条文があり、その右に国の基準として従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準のいずれであるかをあらわしております。また内容欄の括弧書きは各条の見出しをそれぞれ掲載をしております。そして大竹市の基準欄に各条ごとの国の基準との比較について記載をしておりますが、ほとんどの条で国の基準どおりとしております。

国の基準と異なる規定としておりますのは2ページ目の上のほうにありますが、第59条の19、これの第3項、それから3ページ目、表の最後のほうになりますけど第59条の37、これも第3項をそれぞれ独自規定として利用料等に関する記録についての保存期間を5年間とするという規定を独自に設けているものがございます。

なお、この独自の規定を設けた理由につきましては、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年となっておりますので、その間の書類等の保管が必要と考えたものであり、そのほかの地域密着型サービスにも同様の規定を設けております。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 直接条例とは関係ないかもわからんのだが、この資料①の一番上の市内の事業者数1になつとる定期巡回、随時対応型訪問介護、いわゆる24時間対応の介護看護の施設が1つできたということで、これは27年10月ですかね、オープンしたの。その後どんな状況ですか、この事業所の対応なり介護の認定を受けておられる方の利用のぐあいは。つ

かんでおられるのか、つかんでおられなきやしようがない。

○細川委員長 御答弁いただけるようであればお願いいたします。

係長。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 定期巡回、随時対応型訪問介護看護の事業所につきましては、医療法人社団親和会のほうがやまと病院の建物の中にかがやき24という事業所を設けております。この事業所につきましては、3カ月に1度運営推進会議というようなものがありまして、そちらのほうの会議に参加し事業の運営の状況等伺っております。現在の利用者数につきましては、最も近い数字では7人ということを知っております。定期的におむつ交換が必要な方であるとか、夜間ちょっと遅めの夜の時間帯10時に訪問し、また翌朝6時か7時ごろに訪問するような家庭、そういった方についての御利用されてるといったところの報告を受けております。以上でございます。

○細川委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は1時で、日程第10、議案第27号の審査から始めますのでお願いいたします。

では、休憩します。

11時58分 休憩

13時00分 再開

○細川委員長 それでは休憩前に続き、会議を開きます。

日程に入る前に発言の修正の申し出が出ておりますので、発言を許します。

国保年金係長。

○吉村保険介護課課長補佐兼国保年金係長 それでは大変申しわけございません。先ほどの乳幼児等医療費支給条例の改正の審議の際に、賀屋委員のほうから御質問がありました、その答弁の中で一部誤りがございましたので、この場をおかりしまして訂正をさせていただきます。質問の中では月内の1医療機関内の一部負担金の集計について総合病院では私の答弁の中で科目ごとに集計すると回答いたしました、医科と歯科では区分をして集計するものとなりますが、医科の部分については合算をして計算をするものとなりますので、このように訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○細川委員長 皆さん、よろしいですね。

それでは日程に入ります。

日程第10、議案第27号大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部におきまして補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、どうぞよろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第11、議案第37号平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、どうぞよろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第12、議案第38号平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員は交代しなくて大丈夫ですか。では、今の位置でお願いいたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○大和建设部長 補足説明特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして日程第13、平成27年度陳情第4号、高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援に関する陳情を議題といたします。

本件は昨年12月定例会からの継続審査になります。既に執行部からは御意見をいただいておりますが、新たにつけ加えることがございましたらお願いいたします。

保険介護課長。

○佐伯保険介護課長 それでは前回申し上げさせていただきました内容につきまして、その後状況、変わった点などについて御説明をさせていただきます。

大竹市シルバー人材センターの平成28年度の運営補助金につきましては、国の動向や市全体の予算編成方針等に配慮しながら検討するという御説明をいたしましたけども、今年度と同額を予算に計上させて提案させていただいております。

それからシルバー人材センターの拠点施設の整備についてでございますけども、前回活用可能な土地建物について検討してまいりたいという考えを申し述べさせていただきました

たけども、現在も引き続き検討を続けておる状況でございます。

それから前回の審議におきまして、御質問に対して十分な答えができないものがありました。改めておわび申し上げます。その中でございますけども、新たな拠点ほどの程度の規模が必要であるかというふうに考えているかという御質問がございました。現在、大竹市シルバー人材センターの拠点施設であります旧公害センターの二階部分の面積がおよそ200平米程度となっております。ここに事務室会議室トイレ洗面所などの各部屋が配置されておりますけれども、陳情にございますようにトイレが男女兼用であるとか会議室事務室が狭隘であるなどのことを考慮しますと、これらを拡張する必要があると考えましてさらに廊下や共用部分の面積等含めて全体では300平方メートル程度の面積が必要になるのではないかというふうに考えております。

さらに会員のための休憩昼食室や配食サービスのための調理室などを確保するということとなりますと、必要面積はさらにふえてくるというふうに見込んでおります。

また作業用の車両などを置くスペースも必要になってまいりますけども、全体としては50台程度の駐車場が必要になろうかというふうに考えております。

また拠点施設を市が用意しなければならないのか、あるいはシルバー人材センターみずから資金を積み立てて行うことは法律に禁じられているのかという御質問がございました。資金の積み立てについては法的に禁止されているということではありませんけども、大竹市シルバー人材センターにおかれましては、公益法人として公益目的事業のみを行っておられます。

公益事業では公益目的事業にかかる収入と公益目的事業に要する費用を比較し、原則、事業年度において収支が均衡することが求められております。公益目的事業等の拡充に充てるための特定費用準備資金として計画的に資金を積み立てることができることになっておりますけども、拠点施設のような高額なものについて積み立てをしていくというのはなかなか難しい状況というふうに考えておりますので、シルバー人材センターがみずから拠点施設を整備していくというのは難しいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○細川委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様におかれましては、執行部に確認したいことがございますでしょうか。

はい、賀屋委員。

○賀屋委員 現在のシルバー人材センターは御承知のようにさつき作業所が中に併設をされた状況にありますけども、この陳情でいきますと、シルバーの新たな拠点ということで、シルバーだけが移転をした場合にさつき作業所そのものはそこへそのまま存置をされるのか、それともこの機会と一緒にどっかに考えるのか別々に考えるのかそのあたり、さつき作業所の取り扱いといいますか、についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○細川委員長 答えられる方が。

はい、健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 シルバー人材センターがもし仮に移転したという後の話でございますけれども、今現在具体的に考えは持っておりません。正直なところであります。もしシルバー人材センターの移転等につきまして、今検討してるわけですが、ある程度の見込みが立つということになれば、やはりさつき作業所の社会福祉法人の社会福祉協議会の傘下に入っておりますから、そのような状況を説明できるような状況になればお話をした上で、社会福祉協議会の御意向があれば協力できることがあるかどうかについて、検討はしてまいりたいということになるんだらうと今のところは白紙ということぐらいで考えはまだ持っておりません。

以上でございます。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 もう1点、現在の建物は耐震となっていないといういわゆる強度がないということでございます。多分、これは昭和44、45年に建設されたもとの公害センターの施設だったと思いますけれども、今の基準でいきますと、耐震強度は今どれぐらい、耐震診断されるかどうかということをやっと1点お聞きしたいんですが。

○細川委員長 保険介護課長。

○佐伯保険介護課長 申しわけありません。耐震強度の検査については実施しておらないと認識しております。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 そういうことになりますと、一番ほかの公共施設も含めてですけども、耐震診断はされてその施設のあり方について検討されているわけですけども、年代というか時代背景からして56年以前の建築基準法で建てられてるわけでございますから、耐震強度はないとは言えるのではないかと思いますけど、そういったいわゆる危ない施設にさつき作業所の方も含めて高齢者シルバー人材センターの高齢者の方がそこで仕事されてるという状況でございますので、いつ大きな地震が来て被害が出るかもわかりませんが、その辺のいわゆる安全対策といいますか、建物に対する安全性がないところにそういった施設があるということ自体、非常に対処対応を急がれるのではないかと思います。そのことに対してどう対応するべきなのかということの御認識があればお聞かせ願いたいと思います。

○細川委員長 部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 旧公害センターは昭和47年に建設されたというふうに認識をいたしております。委員おっしゃられますように、昭和56年以前ということでございます。老朽化してるということの認識はございますけれども、実際にそういう耐震診断を行っていない、多分正確に覚えておりませんが、行っていないんだらうということは認識をいたしております。

その今後のそういう認識の中でどういうふうに今後対応するかという部分については、正確には申し上げられませんですけども、内部検討はちょっとしてみたいというふうには思っております。ただ旧公害センター自体二層の建物であります。似たように、うちの部の保育所につきましても、二層という部分については保育所は以前実施いたしました。

これは旧耐震以前の建物も結構ありますけれども、全て耐震は満たしているというような状況もあります。それちょっと不謹慎になるかかもわかりませんが、内部的には今こういう御指摘もございましたので、研究してみたいというふうに思います。

以上です。

○細川委員長 他に確認したいことがある方はいらっしゃいませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないようですので、それでは本件の取り扱いについて継続審査等も含め、委員の皆様の御意見を求めたいと思います。

はい、田中委員。

○田中委員 取り扱いについてなんですけども、今、賀屋委員のほうからもありました。前回のときもこの建設するための基金を積み立てたりすることはできるのかどうなのかというような質問もさせていただきました。法的にはできるけれども、今は毎年度の収支が均衡するよという方向でやっていて今の状況で積み立てるのは非常に難しいというのございました。ただ、多くの会員が、元気なうちは何とかして社会貢献するというような形で頑張っておられることも事実でありますし、また今、さつき作業所と同じ場所で非常に環境的にはあんまりいい環境ではないと、狭いところで頑張っているということは重々承知しております。早く立派な建物のところで働いていただきたいということはわかりますが、ただやはり今いろんな形であそこはどうここはどうっていう話もあるかと思いますが、まだそこまできちっと煮詰まってない。ただ、そうだからといって安易に継続審査ということではないんですけども、私の意見としては継続審査にはするけれども、もうちょっと馬力をかけて真剣にシルバー人材センター、そしてさつき作業所のことについても前向きに前広に取り組んでいただきたいとこういう意見を述べて、私は、現在のところは採択ということがいいのかもわかりませんが、でもそのことはやはりこの陳情者に対してすぐにでも出来るというようなそういうような形になってもらっても困るのですが、今までとはちょっと違ったスピード感を持って真剣に取り組んでいただきたいということを意見をして、継続審査、今回はやむを得ないんじゃないかなと思います。

○細川委員長 ただいま継続審査の御意見がございました。継続審査についての採決を行います。

本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 ありがとうございます。起立少数と認めます。よって閉会中の継続審査は否決されました。

それでは討論に入ります。

討論はございませんか。

はい、賀屋委員。

○賀屋委員 私はこの陳情につきましては、もう1回12月で出てきまして継続になってるわけでございますし、早くその危険性の高いその場所、あるいは非常に狭隘で働く環境が非常に厳しいところから、もう少しいい環境のところということでの陳情でございますので、

この陳情の趣旨からしてはもう採択をすべきであるというふうに考えます。そのことによって先ほど質問質疑させてもらいました、さつき作業所の問題であるとかそのほかのいろんなハードルがあると思いますけども、早く執行部のほうもこの採択をされることによっていろんな作業といいますか、手続が進んでいくんだろうというふうに思いますし、やはりその土地、移転した後の土地のことも考えたときに、あの土地は今は晴海の商業施設に隣接をしておりますけども、またその隣の元の大林機材の土地も今は広大な土地があいております。

そのあたりも含めて考えたときに、今のシルバー人材センターの施設そのものが一体として土地活用も今後図られるんじゃないかと、そのことによってこの地域の活性化また市の今後の全体の底上げができるんじゃないかというふうにも思いますし、早くそういったことに向けて取り組みをしていただきたいという意味でも、この陳情採択については、ぜひとも今回でお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○細川委員長 他に討論ございませんか。

はい、山本委員。

○山本委員 私は以前、入山市長と本会議の席だったと思うんですが、意見交換の中で、あそこはさつき作業所を同居しとるような格好やね。それで、さつき作業所の機能的な面を考えると非常に窮屈なんですよ。だから思い切ってさつき作業所のより環境のいいところへの移転も含めて陳情の中身については重々検討してもらって、早期に解決の方向を出してもらいたいという思いで採択すべきだというふうに思います。議会の意思がそうであれば執行部のほうも我々の意を酌んで早期に方向性を出して、具体化の取り組みをしてほしいというふうに思います。

○細川委員長 採択すべきものとする討論2件続きましたが、他にございませんか。

はい、日域委員。

○日域委員 あの内容が悪いってことはもちろんないんですね、内容はいいけどっていうところでどうしようと逡巡しとるわけですけども、さつき作業所と同居してますよね、あれも法人化法人化って言いながら、この近所の近隣の市町を見たら、ああいうものは社会福祉協議会なるものじゃなくて、やる気のあるやつがやっとなる独立した社会福祉法人がやってるわけですよ。この町は皆さんやったれやったれって言いながら誰もしないんですよ。で私は何でもかんでも行政にやってくれやってくれ、議会もですよ、自分じゃなんもせんと、これは市がやるべきだって、考えるべきだって、継続審査と余り変わらないんですよ。できないことを議会は採択する。採択してもやっぱり案がないわけですから、できない。採択して干すぐらいなら、私は一旦おろすべきだと思います。

賛成する人は結構ですよ、具体案がありますか、私は反対です。

○細川委員長 他にございませんか。

はい、それではこれより本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○細川委員長 ありがとうございます。起立多数と認めます。よって本件は採択すべきものと決しました。

続きまして、日程第14、平成28年陳情第1号大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情を議題といたします。

本件は今回が初めての審査になりますので、事務局職員に陳情の要旨を朗読させます。はい、事務局。

○三浦議会事務局議事係長 それでは陳情文書表のほうをごらんください。

1. 受付番号 第252号

1. 受付年月日 平成28年2月22日

1. 陳情者 大竹市西栄一丁目14番14号

大竹市身体障害者福祉協会会長 杉本守正 ほか2人

1. 件名 大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情

1. 陳情の要旨

大竹市民が、特に障害者・高齢者が長年に亘って心待ちにしている「大竹駅東口広場整備事業」について一日も早い、本格的工事の実施と早期完成をお願いする。

市議会としても、市財政の厳しい現況の中、大きな財政負担を伴う事業を、積極的に推進する提案は心苦しいことと思うが、是非ともお願い申し上げる。

私たち障害者や高齢者は、駅、公共施設など、多くの人々が集う施設での行動が迅速にできないため、結果的には健常者など他の人の行動に迷惑をかけている。

このことを考えると駅などの利用が億劫になり、外出を控えて閉じこもりとなり、障害がより重くなるという悪循環が生じ、結果的に市の福祉関連予算を多く費やすことに繋がるかと思う。障害者や高齢者が利用しやすい駅や公共施設にすることは、全ての人々が活気のある社会生活を営むうえで必要不可欠な条件と思う。

従って標記の件に付随して、現大竹駅施設内に本工事に先駆けて障害者や高齢者に優しい昇降用エレベーターの設置を併せてお願いする。

市議会も御承知のとおり本事業は昭和32年3月駅小島新開線他2路線（大竹駅東口広場）整備事業としての事業開始、その後4度の変更を経て平成7年には高齢者、障害者等の利便に配慮したエレベーター設置を追加したことによる区域変更があった。

平成7年都市計画事業認可、その後国道2号線から駅前広場アクセスなど事業も進捗し僅かながら光が見られたが、平成15年度から平成19年度一時事業の休止もあり期待を裏切られ事業取り止めかとの思いもあった。

その後再開され完成に向け本格的に稼働するものと期待していたが、遅々として進捗しない。JRとの交渉が進まないことが大きな要因と地区懇談会などで執行部から説明、平成30年代前半には工事が完了する予定であると言われている。

JRとの交渉に左右されることが工事の進捗を阻害していることは理解できるがあまりにも期間が長すぎる。

毎年のように取り上げられる新聞紙上の報道内容に一喜一憂しながら、私たちはその完成を首を長くして待っている。一日も早い事業の完成を願っているのは、私たち障害者や

高齢者のみではない、総合福祉センター利用者、駅東側の住民、海側に林立する大企業に勤務する通勤者かと思う。

市議会におかれてもよく御承知のとおり、障害者を取り巻く環境は平成18年12月国連で採択された「障害者権利条約」の批准に向けて障害者制度改革が進められている。平成23年「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」が成立し、平成24年「障害者総合支援法」が成立した。また、本年4月には、障害者権利条約の本質とも言うべき「障害者差別解消法」が施行されるなど、法の整備が進み、長年の念願であった障害者福祉に光が当たってきたとの思いである。

しかしながらソフト面だけではなくハード面と一体となった施策が今後重要な課題になると思う。特にハード面は財政的な理由で実現は困難を極めるものと思う。

市財政の厳しい状況は十分承知しているが、私たちが強く望んでいる現大竹駅施設内のエレベーター設置をお願いする。

国は、障害者の社会参加を積極的に推進し、あらゆる手段や機会を通じてPRに努めている。

大竹市では平成27年3月「大竹市第2次障害者基本計画・第4期大竹市障害福祉計画」の策定に当たり各種障害者団体及び障害者個人のアンケートなどをもとに計画を立てているが、福祉のまちづくりの推進として、公共施設のバリアフリー化の中に公共交通機関のバリアフリー化がうたわれており、市内JR各駅において、段差の解消、エレベーターの設置など事業者に働きかけ、バリアフリー化を促進する目標が掲げられている。

玖波駅は、西口に新改札口が設けられ曲がりなりにも整備され住民の利便性が図られているが、大竹駅については、相変わらず岩国方面は、上下階段を重い荷物を不自由な身で運び歩き昇降しなければならない状態である。健常者にとっては何でもないことであるが、障害者や高齢者には大変な重労働で危険な行動である。

大竹市の障害者団体は廿日市市の障害者団体と県福祉総会、スポーツ大会、研修会、歩行訓練、ふれあいフェスティバルなど共同で実施しているが、会場や設備が不十分な大竹市での開催は不可能に近く、廿日市市などに足を運ばなければならない。その際には市内各駅での行動が困難を極め、不便さを感じている。

障害者や高齢者、病人など弱者に親切で優しい大竹市実現に向け、以上の施策を早急に実施、実現して頂くよう、市議会挙げての取り組みをお願い申し上げます。

以上でございます。

○細川委員長 審査に当たりまして、執行部におかれましては本陳情についてどのようにお考えなのか御意見をいただきたいと思えます。

都市計画課長。

○下隠都市計画課長 それでは大竹駅東口広場整備事業の早期実現を求める陳情につきまして、事務局の意見を述べさせていただきます。

大竹駅東口広場整備事業はJR山陽本線で分断されております、大竹駅周辺の中心市街地を高架橋の自由通路で結びましてあわせて駅東口広場を整備することにより、交通利便性を向上する目的で平成6年度から事業に着手しております。その後、平成23年度に駅周

辺のまちづくりや橋上駅舎を含めた整備のあり方について見直しを行い、大竹駅周辺整備新構想を策定いたしました。

また平成26年度には自由通路や駅舎の立体化、東西駅前広場等の整備推進にかかる基本的事項についてJRと合意をしております。

現在これに基づきまして、基本設計、補償調査業務を行っており基本協定締結に向けてJRと協議を進めているところです。

なお現計画においては自由通路の東西昇降口及びJR上下線ホームにそれぞれエレベーターを設置し、バリアフリー化を図る計画としております。

御要望にございます現大竹駅施設内のバリアフリー化については、本来JRが行うものと考えますけれども、仮に現在の跨線橋にエレベーターを設置した場合には橋上駅舎の完成と同時期に既存の鉄道施設撤去とあわせ、エレベーターも撤去する必要が生じまして工事及び整備費用の両面で手戻りとなることが懸念されます。

このため、この本工事に先駆けてエレベーターを設置することについてJRに対し要望することは現時点では考えておりません。自由通路及び橋上駅舎の整備は平成30年代前半の完成を目指しており、いましばらく時間を要する見込みでございます。

高齢者や障害者の方々には御不便をおかけすることになりますが、早期完成を目指して努力する考えでございますので御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○細川委員長 それでは委員の皆様におかれまして執行部に確認したいことなどございますでしょうか。

はい、藤井委員。

○藤井委員 以前私、一般質問でこういった障害者の方とか小さいお子さんを連れた方が非常に大竹駅での乗降に困っているというお話で一般質問させていただいたと思います。それで自由通路と東口広場の整備ですか、これをひっくるめてやるから時間がかかっているんじゃないかという質問させていただきました。

そのときに本州から四国へ大きな橋がかかるような時代だから、あらかじめ既存の陸橋にエレベーターをつけてそれを今度新しく自由通路をつくるときに、含めるような設計ができないのかという質問をした覚えがあります。そのときにJRのほうで危ないからやらないんだというふうなお答えであったと思うんですけども、この杉本会長の陳情書はエレベーターだけでも先にやってくれという私と同じ考え方だと思います。

できたら早くやっていただきたいというふうに私は考えるんですけども、先ほど都市計画課長のほうからいろいろ御説明がありましたように、31年か2年ごろにはできるだろうということで私は個人的には考えているんですが、着々と進んでいるというふうに理解しております。

いろんなところで私も市民の方からも御意見を伺いますし、執行部のほうも各自治会などに行ってからこういった質問も出てこようかと思うんですが、そのときの説明不足、お互いに議員としての説明不足、執行部としても説明不足、こういったものがあるんじゃないかと思えます。

ですから短い期間で今こうなるとるんよ、こうなるとるんよというのを市民の方に御理解いただいたらこういった陳情は出ないんじゃないかなというふうに考えるとここでございます。

もう少し待っていただきたいなと、ちゃんとしたものを一緒につくっていただきたいなというふうに私は考えております。

質問と自分の意見とごっちゃになりましたけれども、そういう考えで現在のところおります。

○細川委員長 今のは質問することありましたか。ほかに確認したいことがあれば。

はい、賀屋委員。

○賀屋委員 もうJRのほうとも協定を目の前に結ぶ状況で、もう設計も上がるとのことでしょう。この時期にエレベーターだけを先行して仮につけるとしたときに、先ほど手戻りになるという話がありました。そういう中でじゃ仮につけるとしたときに、今からエレベーター単体をつけるのにどのぐらい時間がかかるのか、またどのぐらいお金がかかるのか、またそれを撤去するのにどのぐらいお金がかかるのか、時間かかるのか、いわゆるその手戻りになるような、無駄な、無駄なといいますか、そこの部分の費用が無駄になってしまうよねという部分の期間なり額なり、大体どれぐらいかかって、どれぐらい額がかかるんだというのがざっとでわかれば聞かせていただきたいんですが。

○細川委員長 課長。

○下隠都市計画課長 まず費用でございます。25年にJR竹原駅でエレベーターを設置した跨線橋だけ整備しておりますけれども、これがエレベーター2基と跨線橋で約2億円程度の費用がかかっているというふうに伺っております。

あと時期につきましては、ちょっとまたJRとの協議がございますので、わかりませんが感覚でいうと三、四年とかっていうのはかかるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。ということは設置するだけで2億円ぐらいかかるでしょうということで、撤去費はまたそれプラスアルファ要るんでしょうけども、さらにその設置をするまでの期間が三、四年かかるということであれば、もうその三、四年で大方、東口からの自由通路の事業というのはもう着手はされてますから、全く工事に支障になることを今からやろうということになるんだろうというふうに思います。

そういうことで、先ほど藤井委員さんも言われましたように、しっかり地元のほうへ陳情者の方に説明をされれば、御理解いただけるのかなというふうに思います。

わかりました。ありがとうございます。

○細川委員長 他に確認したいことがあれば。

日域委員。

○日域委員 この陳情っていうのは、やっぱり私が読めばですよ、はようにエレベーターつけてくれて何年待たしたらええんかねっていうそういう意味だと思います。

それで、今の課長の答弁なんかは私から言ったら大インチキなんですけどね。2億何ぼ

かかったのは事実ですよ。JRと国でしたかね、ほんで大竹が払うそれで大竹が払う3分の1の半分は県が出すだから大竹市の負担すごく少ないんですよ。要するにバリアフリー法って法律つくってやれやれってエレベーターは言ってる国が。わかります。

例えばエレベーターだけつくっておいてそれを取り込んで、取り込んで上手にこう何ていうのかな、橋上駅のときにやり込めれば、取り込んで、ことができればすごくいいなと思いますけども、皆さんがいうのを聞けばそれは無理なんかだと思います。

もう一つは橋上駅の話ですけども、本来の本来言えば橋上駅をつくるのはJRですよ。本来から言えば。JRが事業者ですから。それに対して地方自治体が手を出すことについてこの前、和木へ勉強に行きました。どうも省によって対応が違うみたいなんですけども、和木の課長さんと議長さんでしたけど、すごいこと言ったなと思う割には、後からパワーポイントの資料まで送ってくれましたけど、やっぱり民間企業であるJRに対して行政がお金出すことについては今の日本の公のルールから見たら、かなりグレーゾーンなんですよ。だからそんなことをやるより先に国がやれやれって言ってることをさっさとやったらいいと思うんですけども、玖波駅は何であれつけれなかったんです、エレベーターを。本当に不思議なんですよ。この界限は皆そうです。皆なってるのに、大竹市だけできない。

もう一個は橋上駅私はあんまり好きじゃないんですよ。なぜかっていうと、表裏連絡するって言うけど、連絡するのは歩行者でしょう。例えば、岩国だったら橋上化しようがしまいが、車の行き来するなら2号線もあるし三笠橋がありますね。それで廿日市も今橋上化の工事始めましたね。あの向こう側にアンダーパス、県がつくるんですよ。何て言ったかな。県道佐方線って言ったかな。

大竹駅はね、東西の連絡がないから翠橋大変なことになってるじゃないですか。あれ対応年数きてるんじゃないかっていう話もありますし、かけかえること自体が不可能だって話もあるんですよ。大竹のまちづくりで一番欠けとるのは東西の連絡道ですから。だから橋上駅橋上駅ってばかみたいに言うのはやめてほしいんですよ。

それよりか早くエレベーターつくったらいいじゃないですか。もう最初っから言ったりやとうの昔にできてますよ。今もって同じことを言ってるんですよ。何をやっても遅い。今の皆さんの意見ではあと3年かしたら大竹駅の橋上化と言いますか、駅も東口の広場が着手できるかのようにおっしゃいますけど、それはどうなんです。財政的に見て、正しいんですか。お願いいたします。

○細川委員長 大竹駅の今後のスケジュール財政も含めてということですが。

副市長。

○太田副市長 済みません。今JRと最後の詰め状況というような報告は受けております。今回の大竹駅の工事につきましては大阪のほうを担当するという形にまで話はきております。財政的な面を含めてどうなのかと総事業費の最終確認がまだできておりませんが、それだけの財源、財源といいましても起債部分もあるでしょうし補助部分もあるでしょうし、あらゆる財源、一般財源、税も含めまして財源の確保に努めてまいります。財源の確保ができないようなものについては計画を進めるわけにはいきませんので、それには努めてまいりますと考えております。

○細川委員長 他にございますか。

ないようですので、それでは本件の取り扱いについて皆様の意見を求めます。継続審査などの御意見がございますようでしたら、この場で述べていただき賛成反対の討論はその後に行いたいと思いますが、特にありませんか。取り扱いについての意見。

よろしいですかね。

それでは討論に入ります。

討論はございませんか。

討論してください。採択か不採択か。討論ありませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 先ほども質問をさせていただきましたように陳情の挙げてこられるタイミングが非常に遅いといいますか、悪いといいますか、趣旨はよくわかります。エレベーターは必要だしその障害者の方あるいは高齢者の方、いわゆる弱者の方をどのように対応すべきかということは、市として議会として真摯に受けとめて今後のそういった施策を展開していくべきだろうと思いますけども、この東口、駅の橋上化、エレベーターというこのことにつきましても、タイミングが非常にもう遅いんじゃないかというふうに考えます。これを採択してもこのことが実現するという可能性は、つまり単独でエレベーターだけをつけていくという可能性はないというふうに考えます。そういった意味で今回しっかり理由を説明をしていただいて、御理解をいただきながら逆言えば一日も早く東口橋上化の事業が完成しますようにそちらのほうに、尽力していただきたいというふうに思います。

そういった意味で、今回のこの陳情につきましても、私は不採択をするべきだというふうに考えます。

以上です。

○細川委員長 不採択すべきと言った内容の討論でございました。ほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 私はバリアフリーの問題で、特に障害者に対する国の方針から国際的にも障害者に対する基本法が日本がやったりですよ、差別撤廃の国際機関への批准もやったりしとる手前、JRが何で義務を負わないのかということが一番不思議なんよね。自治体はそのどうのこうのいう前に事業者をどうするかいうことを何で国も指導したり、またそこに目を向けたその世論が盛り上がるのかいうことを一番不思議に思うんです。

私がいつか日本が障害者の差別等なくすということで批准をするかせんかというようなことを議論されたときに、あれを批准したら例えば喫茶店でも車椅子で入れんような段差が解消されないスロープがないようなお店は、差別をするということの意思表示のほかならないというところまで厳しい国際間の取り決めで障害者に対する社会参加、日常生活の利便性確保の道を開くということを言われておるのに事業者であるJRがそのことは知らんぷりしてよ、何か自治体に責任があるようなことを議論すること自体が私はどうも話が本末転倒であると思うんですよ。

ですから、先ほど委員長であったかどなたか、継続審査というような声があるとか意見がどうかとありましたが、むしろJRに対して世論を喚起して事業所としての責任をど

う果たすかということについていえば、不採択じゃいうことじゃなしに継続にして市内障害者の声を生かせるようにJRに対してやっぱり働きかけをするということが一番大きな私は陳情者に対する誠意ある態度じゃないと思うんですがね。

それは今、市がそれをやるにあたって、JRの理解も協力もないのにできやせんわけじゃし、JR自身が国際法にうたわれとる障害者に対する施策をどう履行するかということが問題なんです。そのことが問われとるんですよ。そのことについては一切棚上げして何か自治体に責任があるようなことを議論するというのはちょっと順序が違いませんかということに継続にして大いに我々もJRに対して要望もする。また関係団体もあわせてJRに対する要望なり、姿勢に向けての働きかけとするということで継続にすべきだと思いますがね。

○細川委員長 ただいま、継続にするべきという動議が出ましたのでそこについて図りたいと思います。

継続審査についての採決を行います。

本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○細川委員長 起立少数と認めます。よって閉会中の継続審査は否決されました。

それではこれより本件を起立採決いたします。討論ありますか。失礼しました。

[発言する者あり]

○細川委員長 暫時休憩します。

13時55分 休憩

13時55分 再開

○細川委員長 再開します。

申しわけありません。討論、まだ終結してなかったんで、討論お願いします。

○藤井委員 私は先ほど副市長、予算がないものはやらないというお答えであったと思いますし、都市計画課長のほうは三、四年先には何とかかなりそうだというお話ではなかったんですかね、私はそういうふうに理解したんですけど、そういうことが3年か4年先にはできるということを担保にとれば、もうちょっと待ってくださいという意味でこれは不採択でもいいと思います。そういうことです。

○細川委員長 では他にございませんか。今は質疑じゃないですので、あれですよ。どうしても執行部ありますか。

今討論ですので、執行部はいいです。もう討論になっておりますので。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

[発言する者あり]

○細川委員長 もう一度言います。聞こえてなかったようなのでもう一度言います。

本件を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○細川委員長 起立少数と認めます。よって本件は不採択すべきものと決しました。

続きまして日程第15、所管事務調査についてを議題といたします。

よろしいですか。

現在、生活環境委員政策研究会において公共交通をテーマとして研究を行っております。政策研究会は任意の研究機関でございます。研究を進めている中では廿日市や岩国市など他の自治体の取り組みを見にいったりしてはどうかといった御意見もございました。

そこで正式な委員会活動として位置づけまして場合によっては委員会で活動ができるようにしてはどうかと考えますが、皆様の御意見いかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 特にならなければいいです。

それでは、本委員会の所管事務調査事項は公共交通についてとして議長に対し閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

副市長。

[「発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 副市長。

○太田副市長 先ほどいろいろ大竹駅東口整備事業についての陳情についていろいろ御協議いただきありがとうございます。その中で少しちょっと気になることがございましたので、最後の討論の中で「3年で完成するならば」というような、お話が途中流れの中で、でてきておったように思います。

「3年でできる」というような先ほど声が聞こえましたが、「担保は取れるのか」何とかというお話もありましたが、3年でできるという確約はございませんので、そのあたりだけは御容赦のほどよろしく願いいたします。

○細川委員長 以上で生活環境委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

13時59分 閉会